**令和７年度滋賀県地域おこし協力隊募集要項**

**（関係人口拡大事業）**

　滋賀県は、日本のほぼ中央にあり、京都府、福井県、岐阜県、三重県と接しています。中央に日本で一番大きい湖「琵琶湖」があり、周りは比叡・比良・伊吹・鈴鹿の山々に囲まれています。琵琶湖に流れ込む河川の数は、大きなものだけで120本近くあります。

また、近畿・中部・北陸の結節点に位置し、新幹線や高速道路の利便性が高い交通の要衝であり、東京・大阪・名古屋からのアクセスも良好です。

滋賀県の人口は、現在の滋賀県ができた明治５年（1872年）には約58万人でした。その後、昭和20年から40年頃の人口は約85万人と大きな増減はありませんでしたが、産業が盛んになるにつれて人口が増え、昭和51年（1976年）７月には100万人を超えました。その後も毎年増え続けていましたが、平成25年（2013年）をピークに現在は減少局面に入り、現在の総人口は140万910人（令和６年４月１日現在）となっています。

こうした人口減少の時代に柔軟に適応し、活力ある地域づくりを進めるため、滋賀県への移住・ＵＩＪターンの支援はもとより、県外在住であっても、滋賀県の暮らしぶりに共感し、地域に継続的に関わる「関係人口」の創出・拡大を目指しています。

そこで、滋賀県では、県・市町・大学が構成員となる「かかわりファクトリー滋賀推進協議会」を設立し、全国から関係人口を呼び込むため、デジタル地域コミュニティ通貨「ビワコ」、デジタルプラットフォーム「ＳＭＯＵＴ」を活用しています。この事業の更なる推進のため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

****　

１．募集人員

　１名

２．活動地域

　滋賀県内

３．業務内容

　（１）デジタル地域コミュニティ通貨（まちのコイン「ビワコ」）の普及・データ分析

（２）デジタルプラットフォーム（ＳＭＯＵＴ）の記事作成・データ分析
（３）県内市町や企業、団体等と連携しながらイベント企画・実施サポート
（４）県庁内、市町、大学等との連絡調整

（５）その他、移住促進に関わる業務サポート

４．応募要件

　（１）申込時点で三大都市圏をはじめとする都市地域に住民票があり、採用決定後に滋賀県内に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方

※地域要件の詳細は、総務省の地域おこし協力隊推進要綱の「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」によるものとします。

　（２）パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント）の基本操作ができる方

　（３）Canva等によるデザイン作成ができる方

（４）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者に該当しない方

５．雇用形態・任期

　（１）地方公務員法第22条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員（パートタイム型）

　（２）委嘱日（令和７年４月１日予定）から令和８年３月31日まで

※任用期間の活動実績等に基づき、令和８年４月１日から引き続いて再度の任用を行うことがあります。

６．勤務日数・勤務時間

原則として１日あたり７時間45分（８時30分～17時15分、休憩時間60分）、週４日・31時間勤務とし、土日・祝日は休日となります。

　※業務内容によっては１日の勤務時間の範囲内で、勤務時間を変更する場合があります。また、休日に勤務した場合は、振替対応となります。

７．報酬

　　月額１５７，８０８円～１９４，０１４円（学歴や職務経験等により決定します。）

賞与あり（６月以上の任期で基準日に在職する場合に支給、初年度は2.99月分となる見込みです。）

８．待遇・福利厚生

　（１）社会保険（厚生年金、健康保険および雇用保険）に加入します。

　（２）任用開始時に３日間、６か月経過後に７日間の年次有給休暇を付与します。その他、特別休暇があります。

　（３）通勤手当を支給します。（近距離の場合は、支給がない場合があります。）

　（４）採用後は、県職員住宅に居住していただくことも可能です。（家賃、駐車場利用料、水道光熱費等は自己負担となります。）

　（５）活動に必要なパソコンや事務用品等は貸与するとともに、消耗品費や旅費等は協議のうえ、予算の範囲内で県が負担します。

　（６）所定勤務時間外において、服務規程に違反しない範囲内で副業を行うことができます。

９．応募手続き

　（１）受付期間

　　　　令和７年２月17日（月）午後５時必着

　（２）提出書類

　　　　・履歴書

　　　　・活動志望書

　　　　・住民票抄本（本籍不要）

　（３）提出先

　　　　提出書類を下記あてに郵送するか、メール送付してください。（メールの場合、住民票抄本は画像またはＰＤＦにて送付してください。）また、送付後は電話にてご一報ください。

　　　　滋賀県総務部市町振興課

　　　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目１番１号

　　　　メール：bh00@pref.shiga.lg.jp

　　　電話：077-528-3230

１０．選考方法

　（１）第１次選考（書類）

　　　　書類選考の上、令和７年２月21日までに、応募者全員に電話またはメールにて結果連絡するとともに、別途文書により通知します。

　（２）第２次選考（面接）

　　　　日時については、第１次選考結果の連絡と併せてお知らせします。

　　　　会場は滋賀県庁（滋賀県大津市京町4-1-1）を予定しており、面接に係る交通費等は自己負担となります。

（３）最終結果

　　　　最終結果は、電話またはメールにて連絡するとともに、別途文書により通知します。

※選考の経過・結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

１１．問い合わせ先

　　　滋賀県総務部市町振興課

　　　電話：077-528-3230

　　　メール：bh00@pref.shiga.lg.jp

１２．その他

・募集に関する問い合わせは、できるだけメールにてお送りください。質問に対する回答は、質問者に回答します。

・必要に応じて担当者から連絡を取ることがあります。

（令和７年１月20日　一部更新）